

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

製品名	サイゴー乳剤「SES」
製造業者情報	
会社名	住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社
住所	大阪府大阪市中央区道修町二丁目2番8号
担当部門	RC／品質保証部
電話番号	06-6223-7543
FAX番号	06-6223-7531
推奨用途及び使用上の制限	木材保存剤

## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

#### 物理化学的危険性:

記載以外の項目は分類対象外もしくは分類できない  
引火性液体 区分4

#### 健康有害性:

急性毒性(経口)	区分外
急性毒性(経皮)	区分外
急性毒性(吸入:気体)	分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
急性毒性(吸入:粉塵・ミスト)	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	分類できない
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分1
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1 (神経系) 区分2 (腎臓)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2 (腎臓、血液)
吸引性呼吸器有害性	区分1

#### 環境有害性:

水生環境急性有害性	区分1
水生環境慢性有害性	区分1
オゾン層への有害性	分類できない

#### 絵表示又はシンボル:



#### 注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

- 可燃性液体
- 皮膚刺激
- アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- 神経系の障害
- 腎臓の障害のおそれ
- 長期にわたる、または反復ばく露による腎臓、血液の障害のおそれ
- 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
- 水生生物に非常に強い毒性
- 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き:

【予防策】

- ・ 熱、火花、炎、高温体等の着火源から遠ざけること。また、加熱しないこと。禁煙。
- ・ 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・ 取扱い後は、手をよく洗うこと。
- ・ 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・ 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- ・ この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ 環境への放出を避けること。

【対応】

- ・ 火災の場合: 消火するために炭酸ガス、泡又は粉末消火器を使用すること。
- ・ 皮膚に付着した場合: 多量の水と石けんで洗うこと。
- ・ 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ・ ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
- ・ 気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 漏出物を回収すること。

【保管】

- ・ 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- ・ 施錠して保管すること。

【廃棄】

- ・ 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

単一化学物質・混合物の区別      混合物

化学名及び一般名

成分名	CAS No.	含有量
3-フェノキシベンジル dl-シス/トランス-3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチル-1-シクロプロパンカルボキシラート(ペルメトリン)	52645-53-1	10%
キシレン	1330-20-7	<0.2%
エチルベンゼン	100-41-4	<0.2%
溶剤	登録済	非開示
乳化剤	登録済	非開示
香料	未登録	非開示

危険有害成分

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 化学物質管理促進法   |                 |
| 第一種指定化学物質   | ペルメトリン (No.350) |
| 労働安全衛生法     |                 |
| 第57条 表示対象物質 | エチルベンゼン         |

第57条の2 通知対象物質 キシレン(No.136)  
エチルベンゼン(No.70)  
毒物劇物取締法 対象物ではない

#### 4. 応急措置

吸入した場合: 被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、安静にし、当該SDSや製品ラベル情報を医師に示して直ちに医療機関で手当てを受ける。

皮膚(または髪)に付着した場合: 汚染された衣類、靴を脱がせ、速やかに製品に触れた部分を大量の水または微温湯と石鹸で洗浄する。外観に変化がみられたり、痛みが続く場合は直ちに医療機関で手当てを受ける。

眼に入った場合: 直ちに大量の清浄な水で数分間注意深く洗浄する。まぶたの裏も含めて最低15分間洗浄した後、直ちに眼科で手当てを受ける。

飲み込んだ場合: 直ちに水でよく口の中を洗浄し、医療機関で手当てを受ける。嘔吐物は飲み込ませないようにする。

#### 5. 火災時の措置

消火剤: 水[×] 炭酸ガス[○] 泡[○] 粉末[○] 乾燥砂[○]  
使ってはならない消火剤: 棒状の水を放射する消火器は使用しない

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項: 

- ・ 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
- ・ 作業の際には必ず保護具(ゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等)を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、噴霧粒子を吸入しないようにする。

環境に対する注意事項: 

- ・ 流出した製品が河川等に混入し、環境へ影響を起こさないように注意する。

回収: 

- ・ 漏出物は乾燥砂、土その他不燃性のものに吸収させてスコップ、ウエス等ですくい取りまたは掃き集めて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。
- ・ 回収物は密閉できる空容器に回収し、関連法規に基づいて処置する。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い: 

- ・ 換気の良い場所で取り扱う。
- ・ 容器はその都度密栓する。
- ・ 皮膚、粘膜、又は着衣に付着したり、眼に入らないように適切な保護具を着用する。
- ・ 取扱い後は手・顔などを良く洗い、休憩所などに手袋などの汚染保護具を持ち込まないこと。
- ・ 密閉された場所における作業では、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。

保管: 

- ・ 保管場所は、食品、食器、飼料などと区別し、小児などの手の届かない所で、直射日光が当たらない乾燥した涼しい場所にする。
- ・ 他の容器に移して保管しないこと。

#### 8. ばく露防止及び保護措置

保護具: 状況に応じて次の保護具を着用すること。

呼吸系の保護	有機ガス用防毒マスクを着用する。
手の保護	耐溶剤性手袋を着用する。
眼の保護	保護眼鏡を着用する。
皮膚の保護	長袖の作業着を着用する。

#### 9. 物理的及び化学的性質

外観(性状・臭気) 淡黄色透明液体 (溶剤臭)  
pH: 6.7(50倍希釈)

引火点: 85°C  
発火点: 情報なし  
密度: 911kg/m<sup>3</sup>(20°C)  
溶解性: 水に乳化分散  
その他: 特になし

## 10. 安定性及び反応性

安定性: 通常の取扱においては安定。  
反応性: 通常の取扱においては安定。  
避けるべき条件: 熱や発火源を避けること。  
混触危険物質: 情報なし  
危険有害な分解生成物: 刺激性ガス [○] NO<sub>x</sub>[○] SO<sub>x</sub>[-] その他[-]

## 11. 有害性情報

(製剤の情報)

急性経口毒性: LD50 >2000 mg/kg(ラット、組成からの推定値)  
急性経皮毒性: LD50 >2000 mg/kg(ラット、組成からの推定値)

(ペルメリンの情報)

特定標的臓器毒性(単回) 神経系(経口、吸入)

(溶剤の情報)

皮膚感作性 あり(モルモット、GMPT(Maximization)法)  
なし(モルモット、Buehler法)  
特定標的臓器毒性(単回) 腎臓に障害のおそれ

## 12. 環境影響情報

(製剤の情報)

なし

(ペルメリンの情報)

魚毒性: LC50(96h) 0.24mg/L(コイ)  
LC50(96h) 0.0032mg/L(ニジマス)

## 13. 廃棄上の注意

- ・自治体の条例や指導に従って処分すること。
- ・使用残、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理すること。
- ・容器、機械・装置等を洗浄した廃水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・廃水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関連する法規に従って処理を行うか、委託すること。
- ・河川、湖沼、下水道等の水系や地下水を汚染する場所には捨てないこと。

## 14. 輸送上の注意

共通: 運搬に際しては、容器の漏れのないことを確認して、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。  
陸上輸送: 消防法、労働安全衛生法に該当する場合は、それぞれの法規に定められた運送方法に従うこと。  
海上輸送: 船舶安全法の定めるところに従うこと。  
航空輸送: 航空法の定めるところに従うこと。

国際規制

国連分類: クラス9  
国連番号: 3082  
品名: 環境有害性物質(液体)  
容器等級: III  
海洋汚染物質: 該当

## 15. 適用法令

薬事法	非該当
消防法	危険物 第4類第三石油類(水溶性)
労働安全衛生法	表示対象物質、通知対象物質
毒物及び劇物取締法	非該当
化学物質管理促進法(PRTR法)	第一種指定化学物質

## 16. その他の情報(記載内容の問い合わせ先、引用文献等)

- 1) 原料メーカーの安全データシート
- 2) 化学物質総合情報提供システム(独立行政法人製品評価技術基盤機構)
- 3) 化学商品(化学工業日報社)

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の手配を前提としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

本品の使用に際しては、ラベル等の記載をよく読み、十分理解した上で、使用方法および用途を厳守して使用して下さい。

(複写はご遠慮ください)